

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受 理 番 号	3 2 5 0	受 理 年 月 日	令 和 4 年 8 月 24 日
件 名	子供たちの健全な成長・発達のための教育活動の実施		
要 旨	<p>いわゆるコロナ禍と言われる状態になってから約2年半が経過し、その間、市民は行動の自粛など様々な制限を受けたことで、日常生活や経済活動において大きな影響を受けてきた。とりわけ市立保育園、幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒においては、学校生活や教育活動の中で感染拡大防止対策として採られてきた対策が、むしろ健康や発育、発達に悪影響を与えているとも言われている。厚生労働省が発表しているデータでは、未成年者は新型コロナウイルス感染症によって重症化や死亡のリスクは極めて低いと言われ、過剰な対応の必要性について疑問の声が上がっている。</p> <p>未知の病であった新型コロナウイルス感染症について多くのことが分かってきた今、感染症予防に偏らず、児童・生徒の健全な成長・発達及び学習環境の確保とのバランスを図ることが必要と考える。</p> <p>京都市においては、児童・生徒やその保護者の中には多様な意見があることを認め、それらを尊重することを求める。</p> <p>ついては、以上の理由により、次のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常時マスクを着用することによる長期的な影響については正確なデータがないため、感染症予防と児童・生徒の健全な成長・発育及び学習環境に与えるリスクとの両面について、教職員、児童・生徒、保護者に対し周知すること。</li> <li>2 身体的、精神的及び発達上の問題で、マスクを着用できない児童・生徒がいること、また、常時マスクを着用することに対し不安や不快、不調を感じ、学校生活に支障を来している児童・生徒がいることを児童・生徒、保護者に対して周知し、上記のような理由でマスクを着用していない児童・生徒及びその保護者の意思を尊重し、差別や圧力が生じることのないよう指導すること。</li> <li>3 1、2で求めた事項について、京都市の感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）に記載し、京都市及び京都市教育委員会として各市立小・中学校に通知すること。</li> <li>4 現在行われている感染予防対策の「児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控える。」「喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。」という部分について、文部科学省の衛生管理マニュアルに準じた見直しを検討、変更すること。</li> <li>5 濃厚接触者の定義は流動的であり、度重なる休園、休校によって、各家庭へのひっ迫、現場への混乱が生じている。虐待防止、経済不安予防にも焦点を当て、濃厚接触者の定義を見直し、緩和すること。</li> </ol> <p>なお、本陳情に署名763筆を添えて提出する。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	教 育 福 祉 委 員 会		